

# 環境省防災業務計画

平成13年1月6日環境省訓令第20号  
改正 平成13年12月21日環境省訓令第63号  
改正 平成17年10月1日環境省訓令第20号  
改正 平成24年9月19日環境省訓令第20号  
改正 平成25年9月4日環境省訓令第24号  
改正 平成28年1月20日環境省訓令第1号  
改正 平成28年4月1日環境省訓令第8号  
改正 平成28年8月23日環境省訓令第16号  
改正 平成29年7月14日環境省訓令第10号  
改正 平成29年12月7日環境省訓令第13号  
改正 平成30年4月1日環境省訓令第7号  
改正 令和元年6月24日環境省訓令第2号  
改正 令和3年11月26日環境省訓令第17号

## 目 次

### 第1編 総則

1. 趣旨
  - (1) 計画の目的
  - (2) 基本的施策
  - (3) 実施に当たっての配慮
2. 環境省の防災組織
  - (1) 環境省緊急災害対策本部
  - (2) 環境省非常災害対策本部
  - (3) 環境省特定災害対策本部
  - (4) 環境省災害対策チーム
  - (5) 環境省災害情報連絡室
  - (6) 地方環境事務所災害対策本部
  - (7) 環境省災害対策推進検討会議
3. 防災対策（共通）
  - (1) 災害発生に備えた平時の対応
  - (2) 災害発生前後の業務体制の確立と迅速な情報収集及び初動
  - (3) 国民等への情報発信
  - (4) 災害発生後の対応
  - (5) 調査研究及び人材育成
4. 地方環境事務所の防災業務計画及び業務継続計画
  - (1) 防災業務計画
  - (2) 業務継続計画
  - (3) 報告事項
  - (4) 環境本省の対応
5. 計画の効果的な推進
  - (1) PDCA サイクル
  - (2) 職員への周知
  - (3) 第三者による監査・評価

### 第2編 大規模自然災害（地震、津波、風水害、火山噴火等）対策

1. 大規模自然災害の予防に係る取組
  - (1) 所管施設等の耐震性その他の安全性の確保
  - (2) 自然災害情報の収集及び連絡体制の強化
  - (3) 防災訓練、防災研修、防災人材育成等
  - (4) 環境面からの自然災害に強い国土・地域づくりの推進
2. 大規模自然災害に係る応急対策
  - (1) 情報の収集・共有及び執務体制の確保等
  - (2) 応急措置の実施
  - (3) 職員の派遣
  - (4) 各種相談窓口の設置等
3. 災害復旧・復興等
  - (1) 復旧・復興関係相談窓口の設置等
  - (2) 支援措置の検討及び実施
  - (3) 復旧・復興段階における環境配慮の確保
4. 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画
  - (1) 津波からの防護のための施設の整備等
  - (2) 広域的な連携協力

- (3) 南海トラフ地震における初動体制の確立
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における災害対策本部等の設置及び要員参集体制等
- (5) 大規模な地震に係る防災訓練
- (6) 地震防災上必要な教育
- (7) 地方環境事務所地震防災対策推進計画の作成

### 第3編 原子力災害対策

- 1. 災害予防
  - (1) 防災情報の連絡体制の強化
  - (2) 緊急時モニタリング体制の整備
  - (3) 公衆の被ばく線量の把握体制の整備
  - (4) 緊急時の派遣体制の整備
  - (5) 原子力防災訓練
- 2. 災害応急対策
  - (1) 特定事象発生時等の対応
  - (2) 環境省原子力緊急災害対策本部
  - (3) 環境省原子力非常災害対策本部
  - (4) 情報の収集連絡等
  - (5) 放射能影響の早期把握のための活動
  - (6) 公衆被ばく線量の把握
  - (7) 応急措置の実施
  - (8) 原子力被災者への生活支援活動

### 3. 災害復旧

### 4. 原子力艦の原子力災害

### 第4編 油等汚染災害対策

- 1. 災害予防
  - (1) 防災情報の連絡体制の強化
  - (2) 情報の総合的な整備
  - (3) 対応体制の整備
  - (4) 関係資機材の整備
  - (5) 訓練等
- 2. 災害応急対策
  - (1) 油等汚染事故対策省内連絡会議
  - (2) 情報の収集・共有及び執務体制の確保等
  - (3) 応急措置の実施

### 3. 災害復旧

### 第5編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

- 1. 災害予防
- 2. 災害応急対策
- 3. 災害復旧・復興対策

## 第1編 総則

### 1. 趣旨

#### (1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成17年法律第282号）第6条第1項及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条の規定等に基づき、環境省の所掌事務（外局を除く。）について、防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興、人材育成その他防災に関し採るべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項並びに地震防災対策推進計画等を定め、もって的確かつ計画的な災害対策の実施・推進に資することを目的とする。

本計画は、第1編には総則として基本的施策の理念や防災体制としての組織、災害に共通する対策、地方環境事務所の防災計画等について、第2編には大規模自然災害対策、第3編には原子力災害対策、第4編には油等汚染災害対策、第5編には地域防災計画の作成の基準となるべき事項について、それぞれ予防、応急対策、復旧・復興対策の各段階の諸施策をもって構成する。

#### (2) 基本的施策

この計画は、災害対策基本法第2条に規定する災害に対処するため、以下の内容の措置について総合的かつ円滑な推進を図ることをもって基本的施策とする。

- ①環境省の防災活動体制の確立に関する措置
- ②災害による環境への影響や国民生活への影響を未然に防止するための予防的な措置
- ③災害による環境への影響や国民生活への影響が生じた場合における応急措置及び影響拡大防止に関する措置
- ④復旧・復興に伴う環境への影響の軽減及び復旧・復興への環境配慮の組み込みに関する措置

#### (3) 実施に当たっての配慮

この計画に基づき、防災に関する事務を処理するに当たっては、他省庁の防災行政事務の統一性を保持しつつ、地方公共団体の地域防災計画とも併せて、民間事業者など関係団体と密接に連携し、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な首都直下地震等が発生した場合、東京圏の政治、行政、経済等の中枢機能に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、そのような状況下においても、環境省として必須の機能を維持するために、別途、環境省業務継続計画を定めるものとする。さらに、こうした災害時においても情報システムを維持するため、中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドラインに基づき、環境省情報システム運用継続計画（IT-BCP）を定めるものとする。この計画の実施に当たっては、こうした計画と一体的に運用することとする。

この計画は、環境省大臣官房総務課危機管理・災害対策室が、関係部局及び各地方環境事務所の協力を得て管理する。

### 2. 環境省の防災組織

環境省が所管する防災に関する事務を的確かつ円滑に推進するため、環境省の全組織を通じて必要な体制を有機的に組織し、責任の所在を明確にするとともに、関係団体との間の協力体制を確立するものとする。

災害が発生した際には、別途定める連絡体制を踏まえて情報共有を図り、災害のレベルに応じて直ちに体制を整備するとともに、環境省業務継続計画等を踏まえ、幹部を含む参集要員は、速やかに指定された庁舎に参集し、又はテレワークにより業務を開始し、関係機関等と連携し、被害状況等に関する情報の収集、分析等を円滑に行い、総力を挙げて災害応急対策に取り組むほか、中断することが許容されない通常業務を継続する。

#### (1) 環境省緊急災害対策本部

##### ①環境省緊急災害対策本部の設置

環境大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所掌する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、特に必要があると認めるときは、環境省緊急災害対策本部（以下「緊急災害対策本部」という。）を設置することができる。

##### ②緊急災害対策本部の組織

- ・緊急災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、環境大臣とする。
- ・副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき（連絡がつかないときを含む。以下同じ。）は、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
- ・本部員は、官房長、各部局長（環境省組織令（平成12年政令第256号）第2条に規定する地球環境局、水・大気環境局、自然環境局、環境再生・資源循環局及び大臣官房環境保健部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条に規定する総合環境政策統括官グループ（以下「各部局」という。）の長をいう。以下同じ。）、環境再生・資源循環局次長、政策立案総括審議官、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当、水・大気環境局担当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長、大臣官房総務課危機管理・災害対策室長、大臣官房会計課庁舎管理室長及び災害が発生し、又は発生するおそれがある地域を管轄する地方環境事務所長とする。
- ・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて、その他の必要な職員を随時に参加させることができる。

#### ③緊急災害対策本部の事務

緊急災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

- ・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害予防対策又は災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関する事。
- ・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること。
- ・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関する事。

#### ④緊急災害対策本部の庶務

緊急災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

#### ⑤雑則

以上に定めるほか、緊急災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

## (2) 環境省非常災害対策本部

### ①環境省非常災害対策本部の設置

環境大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所管する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、環境省非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部」という。）を設置することができる。

### ②非常災害対策本部の組織

- ・非常災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、環境大臣とする。
- ・副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
- ・本部員は、官房長、各部局長、環境再生・資源循環局次長、政策立案総括審議官、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当、水・大気環境局担当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課危機管理・災害対策室長、大臣官房会計課庁舎管理室長及び災害が発生し、又は発生するおそれがある地域を管轄する地方環境事務所長とする。
- ・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて、その他の必要な職員を随時に参加させることができる。

### ③非常災害対策本部の事務

非常災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

- ・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害予防対策又は災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関する事。
- ・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること。
- ・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関する事。

### ④非常災害対策本部の庶務

非常災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局担当課室に移管することができる。

⑤雑則

以上に定めるほか、非常災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(3) 環境省特定災害対策本部

①環境省特定災害対策本部の設置

事務次官は、災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるものであるときは、環境省特定災害対策本部（以下「特定災害対策本部」という。）を設置することができる。

②特定災害対策本部の組織

- ・特定災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、事務次官とする。
- ・副本部長は、官房長及び当該災害担当部局長をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、官房長、当該災害担当部局長の順で職務を代理する。
- ・本部員は、各部局長、環境再生・資源循環局次長、政策立案総括審議官、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当、水・大気環境局担当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長、大臣官房総務課危機管理・災害対策室長、大臣官房会計課庁舎管理室長及び災害が発生し、又は発生するおそれがある地域を管轄する地方環境事務所長とする。
- ・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて、その他の必要な職員を随時に参加させることができる。

③特定災害対策本部の事務

特定災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

- ・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害予防対策又は応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。
- ・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること。
- ・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関すること。

④特定災害対策本部の庶務

特定災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室において処理する。ただし、必要に応じて当該災害担当部局長担当課室に移管することができる。

⑤雑則

以上に定めるほか、特定災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(4) 環境省災害対策チーム

①環境省災害対策チームの設置

官房長又は大臣官房総務課長（以下「官房長等」という。）は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合において、災害情報の収集、幹部への報告、関係部署との連絡調整及び初動措置の総合調整を集中的に行うため、環境省災害対策チーム（以下「災害対策チーム」という。）を設置することができる。

②構成員

災害対策チームの構成員は、官房長等が、大臣官房を含む関係課室から災害の状況等に応じ必要な者を指名する。

③災害対策チームの庶務

災害対策チームの庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室において処理する。

(5) 環境省災害情報連絡室

①環境省災害情報連絡室の設置

大臣官房総務課危機管理・災害対策室長は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合において、災害情報の収集、環境省職員の安否情報及び所管施設の被害状況等を把握するため、環境省災害情報連絡室（以下「災害情報連絡室」という。）を設置することができる。

②構成員

災害情報連絡室の構成員は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室員とする。

③災害情報の収集体制

各部局の防災連絡要員、防災実務要員及び地方環境事務所の防災担当職員は、災害情報連絡室が設置された時は、速やかに災害情報を収集するための体制整備を講じるものとする。

④油等汚染の例外

油等汚染にあつては、災害情報連絡室は、水・大気環境局海洋環境室が別途設置する環境省油等汚染事故対策省内連絡会議（以下「油等汚染事故対策省内連絡会議」という。）に代えることができる。

## （6） 地方環境事務所災害対策本部

### ①地方環境事務所災害対策本部の設置

- ・地方環境事務所長（地方環境事務所長に事故あるときは、地方環境事務所次長又は総務課長）は、管轄する地域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、環境省として行うべき応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地方環境事務所災害対策本部（以下「地方環境事務所本部」という。）を設置することができる。
- ・被災地域を所管する地方環境事務所の庁舎が使用不能となった場合、隣接する地方環境事務所管内に地方環境事務所本部を設置することを想定し、地方環境事務所間において事前準備に係る必要な検討を行うものとする。
- ・複数の地域にまたがる災害の発生、又はそのおそれに対処しようとする場合は、その地域を所管する地方環境事務所の一つ又は複数に地方環境事務所本部を設置することができる。

### ②地方環境事務所本部の組織

- ・地方環境事務所本部の本部長は、地方環境事務所長とする。
- ・本部員は、当該本部が設置される地方環境事務所の職員（本省又は他の地方環境事務所からの派遣職員がいる場合には、当該職員を含む。）の中から、本部長が指名するものにより構成する。
- ・地方環境事務所本部には、必要に応じ副本部長を置くことができる。

### ③地方環境事務所本部の庶務

- ・地方環境事務所本部の庶務は、当該地方環境事務所の総務課において処理する。ただし、必要に応じて当該事務所の災害担当課に移管することができる。

### ④地方環境事務所本部の業務

- ・地方環境事務所本部は、政府の緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「政府現地災害対策本部」という。）、各都道府県、市町村の災害対策本部等と密接に連携し、現地の被災状況や対応状況等に関し情報収集し、災害対策を実施する。

### ⑤地方環境事務所の相互協力

- ・地方環境事務所間においては、必要がある場合には、職員派遣の相互協力について取り決めを定めることができる。

### ⑥雑則

以上に定めるほか、地方環境事務所本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。また各地方環境事務所は、この計画及びこれら規定に従い地方環境事務所毎に地方環境事務所本部の細則を定めることができる。

## （7） 環境省災害対策推進検討会議

### ①環境省災害対策推進検討会議の設置

環境省における防災業務（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）を円滑に推進するため、平時から具体的な諸課題を検討する機関として、環境省災害対策推進検討会議（以下「災害対策推進検討会議」という。）を設置する。

### ②災害対策推進検討会議の組織

- ・議長は、官房長とする。
- ・副議長は、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官とする。
- ・構成員は、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課危機管理・災害対策室長、大臣官房総務課環境情報室長、各部局の総括課長とする。
- ・本会議には、必要に応じて地方環境事務所職員その他の職員を随時参加させることができる。

### ③災害対策推進検討会議の事務

災害対策推進検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- ・本計画及び環境省業務継続計画の推進に関すること
- ・各地方環境事務所における防災業務計画及び業務継続計画の推進に関すること
- ・年度ごとの防災訓練や研修、人材育成等に関すること

### ④災害対策推進検討会議の庶務

災害対策推進検討会議の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室において処理する。

(参考図:環境省の防災組織)

組織名	設置要件	メンバー	業務内容	政府組織
<u>(1)環境省緊急災害対策本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく以上かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>環境省が所掌する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため</li> <li>環境大臣が特に必要があると認めるとき</li> <li>原則として政府組織に合わせる</li> </ul>	(本部長)環境大臣 (副本部長)副大臣、大臣政務官、及び事務次官 (本部長)官房長、各部局長、再生循環局次長、政策立案総括審、サイバー審、官房担当審、水大気担当審、自然担当審、再生循環担当審、大臣官房各課室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局が実施する災害予防又は災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括</li> <li>その他災害応急対策実施の推進</li> </ul>	政府緊急災害対策本部(本部長:内閣総理大臣、本部長員:全閣僚)
<u>(2)環境省非常災害対策本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>環境省が所掌する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため</li> <li>環境大臣が特に必要があると認めるとき</li> <li>原則として政府組織に合わせる</li> </ul>	(本部長)環境大臣 (副本部長)副大臣、大臣政務官、及び事務次官 (本部長)官房長、各部局長、再生循環局次長、政策立案総括審、サイバー審、官房担当審、水大気担当審、自然担当審、再生循環担当審、大臣官房各課室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局が実施する災害予防又は災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括</li> <li>その他災害応急対策実施の推進</li> </ul>	政府非常災害対策本部(本部長:内閣総理大臣、本部長員:指名される国務大臣)
<u>(3)環境省特定災害対策本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害(その規模が、非常災害に該当するに至らないものに限る)が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>環境省が所掌する行政上必要な災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため</li> <li>事務次官が特に必要があると認めるとき</li> <li>原則として政府組織に合わせる</li> </ul>	(本部長)事務次官 (副本部長)官房長及び当該災害担当部局長 (本部長)各部局長、再生循環局次長、政策立案総括審、サイバー審、官房担当審、水大気担当審、自然担当審、再生循環担当審、大臣官房各課室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局が実施する災害予防又は災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括</li> <li>その他災害応急対策実施の推進</li> </ul>	政府特定災害対策本部(本部長:防災担当大臣)
<u>(4)環境省災害対策チーム</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>災害情報の収集、幹部への報告、関係部署との連絡調整及び初動措置の総合調整を集中的に行うため</li> <li>官房長又は大臣官房総務課長が特に必要があると認めるとき</li> </ul>	官房長等が、大臣官房を含む関係課室から災害の状況等に応じて指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部局が実施する災害予防又は災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡</li> <li>災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括</li> <li>その他災害応急対策実施の推進</li> </ul>	官邸対策室(内閣官房事態室)
<u>(5)環境省災害情報連絡室</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の可能性があるとき</li> <li>情報収集の必要があると半田されるとき(内閣府からの取りまとめ報の依頼が見込まれるとき)</li> <li>危機管理・災害対策室長が設置</li> </ul>	危機管理・災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係する官房課室や部局に対して、被害・対応状況の報告を求める。</li> </ul>	官邸連絡室(内閣官房事態室)
<u>(6)地方環境事務所災害対策本部</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>地方環境事務所長が設置</li> </ul>	(本部長)事務所長 (本部長)事務所職員及び本省派遣職員から本部長が指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省として行うべき応急対策を迅速かつ円滑に実施するため</li> </ul>	政府現地災害対策本部(本部長:防災担当副大臣)
<u>(7)環境省災害対策推進検討会議</u>	(平常時・常設) ・環境省における防災業務(災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策)を円滑に推進 ・危機管理・災害対策室が事務局となって開催	(議長)官房長 (副議長)サイバー審 (構成員)大臣官房各課室長、各部局の総括課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画及び環境省業務継続計画の推進に関すること</li> <li>各地方環境事務所における防災業務計画及び業務継続計画の推進に関すること</li> <li>年度ごとの防災訓練や研修、人材育成等に関すること</li> </ul>	

### 3. 防災対策 (共通)

#### (1) 災害発生に備えた平時の対応

様々な災害発生に備え、平時から以下のような取組を、職員個人及び組織としての準備を進めておく。なお、詳細については、別途定める「環境省業務継続計画(BCP)」「環境省防災業務必携」、各部局や各地方環境事務所で作成する連絡網などを参照すること。

- ①家庭での飲料水や食料・防災用品の備蓄、家族との連絡手段の確保、交通手段の確認といった職員自身による安全の確保と防災業務への備え



- ②災害発生時において速やかかつ確実に情報伝達が行われるよう、勤務時間外の連絡先も含め、環境省の非常参集体制等に関する訓令における緊急連絡網等（以下「緊急連絡網等」という。）を常時最新のものに更新
- ③衛星携帯電話やMCA無線、公用携帯電話や安否確認システム（メール）等を活用した災害発生時の情報連絡体制の整備と、同連絡体制の職員への周知及び訓練
- ④勤務時間外の災害発生等における速やかな災害対応業務の有効な手段として、テレワーク環境の整備及び利用推進
- ⑤環境本省及び各地方環境事務所における庁舎の耐震性の確保、設備等の防災対策、飲料水や食料・防災用品の備蓄、代替庁舎の確保、環境省ネットワークシステムのバックアップ
- ⑥災害発生時において連携すべき外部組織等の連絡先の確認と職員への周知
- ⑦各部局及び各地方環境事務所における災害発生時の参集対象者の指名、及び「東京23区内で震度6強以上の地震が発生した場合」等、自動参集の要件の明確化と参集訓練
- ⑧各部局及び各地方環境事務所における災害発生時の応急業務の選定（大臣官房にあっては管理業務の選定及び分担）
- ⑨通信や交通手段の途絶等により、テレワークが困難な職員における最寄りの地方環境事務所等での業務実施の検討
- ⑩政府の緊急災害対策本部等に派遣する職員の事前のリストの作成及び派遣手順の整備
- ⑪災害現場に派遣する職員の事前のリストの作成及び派遣手順の整備並びに現地での安全及び利便性確保のための適切な処遇の確保及び資機材等の充実
- ⑫災害対応のフェーズごとのタイムラインの作成
- ⑬災害対応に係る知見の書面化、訓練及び研修等の実施
- ⑭災害に伴う環境への影響の未然防止に関する調査研究、災害に伴う環境への影響が生じた場合の応急措置及び影響拡大に関する調査研究、ICTを活用した防災に関する調査研究その他の必要な調査研究の推進

## （2）災害発生前後の業務体制の確立と迅速な情報収集及び初動

- ①早期の情報収集と初動体制の確立  
災害発生の前後において、危機管理・災害対策室等は災害情報連絡室等を設置して早期の情報収集に努めるとともに、災害の状況等に応じて原則として政府の体制に合わせる形で、早期に緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部若しくは災害対策チーム又は地方環境事務所本部を設置する。なお、災害対策チームは、政府の緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部（以下「政府災害対策本部」という。）の設置の有無にかかわらず柔軟に設置するものとする。
- ②確実な連絡・情報共有と柔軟な業務体制  
多重的な連絡体制を通じて、確実に連絡や情報の共有を図るとともに、職員の安全を確保しつつ、参集対象職員あるいは在庁職員でもって、平時の業務分担を問わず、部局を超え全国的に重要度の高い業務を優先的に行う。さらに、テレワークによる業務実施も有効な手段として位置付けるものとする。
- ③適時適切な現地への職員派遣  
政府災害対策本部が行う災害対策の総合調整や、現地での災害廃棄物等の処理に資するため、災害発生時に速やかに環境本省及び地方環境事務所から職員を派遣できるよう関係部局等からの派遣予定者リストの整備に努める。この際、派遣職員の健康状態等に鑑み、適宜派遣職員を交替する。交替にあっては、引継ぎに十分に留意する。

## （3）国民等への情報発信

環境省が行う災害対応については、ホームページその他広報手段を活用して積極的に情報発信を行い、正確な情報を国民等に伝えるよう努める。

## （4）災害発生後の対応

- ①振り返りの実施  
災害対応に一定の収束が見られた時点で、災害対応課室及び派遣職員等による災害対応の振り返りを実施するとともに、被災した自治体や協力を得た団体等からも、改善等の意見を聴取するよう努め、可能な限りデータを収集し、平時からの防災対応に反映する。
- ②表彰等の実施  
災害対応に一定の収束が見られた時点で、必要に応じて、災害対応支援で功績のあった団体等に対して表彰等を実施する。

## （5）調査研究及び人材育成

- ①調査研究等の推進

- ・首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応や、IT（情報技術）や地理情報の活用を含む、災害予防や災害対応に資する調査研究やデータベース化を推進する。
  - ・調査研究の成果やデータは、地方自治体を含む関係者に広く共有する。
- ②訓練・研修等による人材育成
- ・様々な災害等を想定した、本省・地方環境事務所・地方自治体等多様な主体による訓練を定期的実施するものとする。
  - ・本省及び地方環境事務所における幹部職員・一般職員に対して、災害対応部署であるか否かを問わず、研修等の防災教育を実施する。

#### 4. 地方環境事務所の防災業務計画及び業務継続計画

##### (1) 防災業務計画

地方環境事務所長は、防災基本計画及びこの計画等を踏まえ、その所掌事務及び管轄区域の自治体が定める地域防災計画との整合を図りつつ、各地方環境事務所の特性を踏まえ、防災業務を推進する上で必要な、緊急時の初動対応を含め実態に即した防災業務計画を作成するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

##### (2) 業務継続計画

地方環境事務所長は、地方環境事務所の防災業務計画を補完するために、職員の安否確認、代替庁舎、防災用品の備蓄など災害時に継続すべき所掌業務を実施する上で必要な事項を定めるための計画を、別に定めるものとする。

この際、環境本省の業務継続計画は、首都直下地震対策として成立したものであるが、今後、首都に限らず、日本各地で甚大な地震災害等が発生することが懸念され、地方指定行政機関である各省の地方支分部局において、大規模な地震等により被災した場合であっても、役割を適切に果たすことが求められることから、各地方環境事務所において業務継続計画を策定する。

##### (3) 報告事項

地方環境事務所長は、防災業務計画及び業務継続計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを事務次官に報告しなければならない。

##### (4) 環境本省の対応

環境本省は、地方環境事務所の防災業務計画や業務継続計画等の策定・改定に際して必要な助言等を行うとともに、防災対策に係る情報を適宜地方環境事務所に共有するものとする。

#### 5. 計画の効果的な推進

##### (1) PDCAサイクル

環境省防災業務計画を効果的に推進できるよう、災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、災害の発生や知見の進展などの状況の変化、訓練や研修、実例等をもとに、毎年度、環境省災害対策推進検討会議において、この計画の取組状況を点検するとともに、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

##### (2) 職員への周知

この計画の理解を促進し災害時に適切な行動ができるよう、本計画の内容を、幹部を含む職員に対し日頃から周知徹底するとともに、分かりやすい資料や研修の機会の提供を行う。

また、災害時の応急業務等の実施部局においては、実施する業務内容の職員への周知に努め、人事異動期にも適切に新しい体制が構築されるよう努める。

##### (3) 第三者による監査・評価

この計画はリスクマネジメント監査等、第三者の視点から見直す機会を設け、その結果を計画の見直しに活用する。

## 第2編 大規模自然災害（地震、津波、風水害、火山噴火等）対策

### 1. 大規模自然災害の予防に係る取組

#### (1) 所管施設等の耐震性その他の安全性の確保

所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、非常電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。

地方環境事務所においては、入居庁舎等の耐震性についてあらかじめ確認し、想定される被害によるインフラ系の障害について対策を講じておくものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする。併せて、首都直下地震等が発生した場合など物資の供給が相当困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

これらの取組の詳細については、首都直下地震対応に関しては、環境省業務継続計画、環境省IT-BCPにおいて定める。

#### (2) 自然災害情報の収集及び連絡体制の強化

自然災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、災害情報の収集、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

- ① 気象庁その他の関係機関及び民間サービス等からの災害を引き起こすおそれのある気象、水象情報、注意報、警報等の情報の速やかな収集・分析・共有体制の確立を図る。
- ② 衛星携帯電話、無線、安否確認サービス、メール等多様な連絡ツールを組み合わせ、職員及び所管施設等並びに関係行政機関や関係地方公共団体に対する確実な情報連絡体制を構築する。
- ③ 収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

#### (3) 防災訓練、防災研修、防災人材育成等

環境省の組織及び職員の自然災害に対する対応力の向上を図るため、下記のような防災訓練、防災研修、防災人材育成等を実施する。

- ① 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある状況を想定し、本省・地方環境事務所・地方自治体等多様な主体による訓練を定期的の実施し、必要な対応や課題等を抽出するとともに、職員の意識の向上及び対応能力の向上を図る。
- ② 大規模自然災害の事前の防災及び発生に際しての初動・応急対策等が迅速かつ的確に行われるよう、本省及び地方環境事務所における幹部を含む職員に対して、災害対応部署であるか否かを問わず、環境省及び地方公共団体の関係職員に対して、関係法令、初動・応急対応等に関する講習会の開催、これまでの大規模自然災害の振り返りから得られた教訓等を参考に必要な研修や人材育成を行うものとする。
- ③ ①・②の取組については、毎年度、災害対策推進検討会議において、環境省防災訓練・研修計画を策定し、実施する研修内容や研修対象等を定めるものとする。

#### (4) 環境面からの自然災害に強い国土・地域づくりの推進

大規模自然災害に対してレジリエントな国土・地域づくりを推進するため、下記のような環境政策と防災対策の統合的取組を推進する。

##### ① 緩和策・適応策の推進

- ・気候変動の進展が自然災害の激甚化に影響を与えているとの指摘があることから、温室効果ガスの排出削減による緩和策を引き続き進める。
- ・気候変動適応法に基づく気候変動適応計画を踏まえ、関係省庁と連携して気候変動による影響を調査・分析し、当該影響を踏まえた河川・ため池等における風水害対策等を実施する。

##### ② 災害廃棄物に係る重層的で強靱な処理体制の整備

- ・一般廃棄物処理施設等の耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策の導入を図る。
- ・大規模災害への備えとして、広域的な処理を行う地域単位で共有すべき処理能力・容量を踏まえた施設整備を進める。
- ・地方公共団体において、災害廃棄物対策指針に基づき、国有地を含めた災害廃棄物の仮置場の確保や一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理方法等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定を支援する。
- ・災害廃棄物処理計画等に基づいた周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の

整備を図る。

- ・迅速な災害廃棄物処理のための、地方公共団体や民間団体を含む人材育成等を実施する。
- ・一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄、及び収集車両等の緊急出動体制の整備を図る。
- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備を図る。
- ・発災時に円滑かつ迅速に自治体支援が行えるよう、地方環境事務所を中心とした地方公共団体支援体制等を確保する。
- ・大規模災害への備えとして、地方環境事務所が中心となって、地域ブロック単位で大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画を策定するとともに、本省が中心となって複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制の構築に努める。
- ・南海トラフ地震や首都直下地震等の想定される激甚災害時の円滑な処理に関する調査研究を推進する。

③自立分散型エネルギーの推進

- ・再生可能エネルギーと蓄電池等を用いた、災害時には系統から独立して使用可能な自立分散型エネルギーの推進を図ることで、脱炭素で災害に強い地域づくりを進める。
- ・廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンター及び防災拠点として位置づけ、自然災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給する。

④グリーンインフラ、Eco-DRRの推進

- ・社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める。
- ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価し、積極的に保全・再生することで、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する。

⑤有害物質の飛散防止と環境モニタリング

- ・災害時における周辺住民等の石綿のばく露を防止するため、平常時における石綿使用建築物の把握や周辺住民等への注意喚起を行うよう、地方公共団体に周知を行う。
- ・災害発生後に懸念される石綿の飛散又は油等の漏洩、有害物質の飛散・流出等について、継続的に大気や水の環境モニタリングが可能となるよう、地方公共団体等における環境モニタリング資機材の適切なメンテナンスを促す。
- ・地方公共団体や事業所における応急措置のための資機材及びその運用のための人員等の整備・配置状況について把握し、適切な体制やマニュアルを作成するよう指導を行う。

⑥化学物質の適正管理

- ・化学物質排出把握管理促進法（PRTR 制度）（平成11年法律第86号）の届出事業所や、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の対象となっている大規模工場等について、位置・化学物質の種類や量についての把握に努める。
- ・平時における災害による被害の防止に係る取組の推進及び地方公共団体と事業者間の情報共有や、災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者への確認等を一層促す。
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の対象となっている大規模工場について、地方公共団体から必要な情報を把握する体制の整備に努めるものとする。
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の対象となっている大規模工場について、位置・扱う規制物質等の種類等についての把握を進める。

⑦公害健康被害補償等への対応

- ・大規模自然災害の発生に備え、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく被認定者等（以下「公健法被認定者等」という。）について、関係地方公共団体及び独立行政法人環境再生保全機構が平常時からその氏名、住所等必要なデータを多重化して保有するよう指導する。
- ・また、災害時においても公健法被認定者等への相談対応や効果的な診療等が円滑に行われるための体制整備等に努めるものとする。

⑧地盤沈下対策

- ・地盤沈下の防止は、災害の拡大防止に寄与しうることから、工業用水法（昭和31年法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に基づき、工業用又は建築物用の地下水の採取の規制を行うとともに、必要に応じ、地方公共団体に対して指導・助言を行う。
- ・地方公共団体に対し、地下水採取地域における地盤高及び地下水位の変動状況等の監視測定を継続的に実施するよう指導・助言する。
- ・地下水の採取の規制及び地盤沈下防止等対策要綱により必要となる、代替水供給事業の計画的促進や、地盤沈下地域における被害を防止するための、河川改修、津波対策、内水排除施

設の設備等の計画的促進について、必要に応じて関係行政機関との調整を行う。

⑨家庭動物の同行避難等を踏まえた取組

- ・自然災害時における家庭動物の同行避難や避難所での飼養の準備、家庭での予防・安全対策等について、策定したガイドライン等の周知を図るとともに、ガイドライン等の地方公共団体や住民等への周知徹底を図る。

⑩国立公園、国民公園等の避難場所としての整備等

- ・所管の国民公園、国立公園等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備の整備等を図るよう努めるとともに、国立公園内の所管地、集団施設地区等における各種施設の状況等必要な情報について、あらかじめ把握する体制の整備に努める。
- ・また、火山が噴火した又は噴火のおそれが高まった際には、近傍に位置する直轄ビジターセンター等においては、施設利用者に対し、当該噴火等に係る情報を提供する体制の整備に努める。

⑪熱中症対策

- ・災害発生時に避難住民又は災害対応従事者等における熱中症のり患を防止するため、平時から、熱中症対策のためのマニュアル等や、暑さ指数（WBGT）の情報提供を進める。

## 2. 大規模自然災害に係る応急対策

### (1) 情報の収集・共有及び執務体制の確保等

①情報の収集・共有

- ・地震等の大規模自然災害が発生し、又は台風や豪雨、火山噴火等の大規模自然災害が発生するおそれがあるときは、災害情報連絡室を設置し、内閣府、気象庁その他の関係機関と緊密に連絡をとり、災害の程度、態様、政府の対応状況等の必要な情報の迅速かつ的確な取得、及び省内への共有を図る。
- ・災害発生後は、消防庁、海上保安庁その他の関係機関、地方公共団体、ガス、通信その他の関係公共機関等と連絡をとり、工場・事業場等からの有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩等による汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集に努めるものとする。
- ・また、環境省関連施設や地方公共団体及び民間の廃棄物処理施設などの環境施設における被害状況、災害廃棄物の発生の見込みや危険動物の逸走などのおそれ、工場・事業場等からの有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩等による汚染状況、原因等を、各部局や各地方環境事務所から情報を収集し、環境省内及び政府に随時共有する。
- ・情報の収集の結果、大量の災害廃棄物や危険動物の逸走、有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等が生じた場合、その応急措置及び影響拡大防止措置を迅速かつ的確に講じるものとする。その際には、被災地において、消防・水防、救急・救助、避難の誘導その他の住民の保護に係る応急対策を実施している関係機関その他関係団体と密接な連携を図るものとし、住民の生命・身体に危険が生じるおそれがあると判断されるときは、直ちに、報道機関、関係地方公共団体等を通じて、一般への周知措置を講じるとともに、政府災害対策本部等に対して、その旨を報告するものとする。

②職員の参集等

大規模自然災害時の環境省職員の参集等については、環境省業務継続計画等を踏まえて対応する。

### (2) 応急措置の実施

緊急災害対策本部（緊急災害対策本部が設置されていないときは非常災害対策本部、特定災害対策本部又は災害対策チーム。以下同じ。）においては、収集した情報等に基づき、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

①施設等の安全性の確認

- ・当省所管施設・設備の安全性の確認及び必要な応急復旧の実施
- ・地方公共団体が所管する公害監視施設等の環境関係施設、設備への同様の措置の実施の指導

②所管施設等の避難場所等としての利用

- ・所管の国民公園等の災害時における緊急避難場所としての利用

③緊急環境モニタリングの実施

- ・地方公共団体との連携を含めた環境モニタリングの実施。また、その際の廃棄物処理場、浄水場等の優先的監視

- ・必要な資機材等の地方公共団体間の相互利用の斡旋、調整
- ・汚染等が確認された場合の速やかな応急措置及び影響拡大防止措置の指示
- ④被災工場・事業場に関する措置
  - ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査、指示
  - ・汚染等が確認された場合の速やかな応急措置及び影響拡大防止措置を講じる。
- ⑤公健法被認定者等に関する措置
  - ・被災地域の公健法被認定者等の被害状況の把握
  - ・公健法被認定者等が各種医療手帳の提示なく医療を受けられるよう医療機関へ通知を発出
- ⑥地盤沈下防止対策
  - ・地盤沈下地域状況の把握
- ⑦災害廃棄物等の処理対策
  - ・災害廃棄物等の処理状況の把握
  - ・必要な資機材等の広域的な支援要請、調整
  - ・災害廃棄物の害虫・悪臭対策や避難所における仮設トイレ等の臭気対策についての情報提供
- ⑧生活環境に関する支援
  - ・石綿の飛散状況のモニタリング
  - ・石綿を含む粉じんばく露防止に係る防じんマスク着用の周知、影響拡大防止措置の指示
  - ・悪臭防止対策に関する助言
- ⑨避難所における家庭動物のためのスペース確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物）の逸走対策及び動物由来感染症の予防等の衛生管理を含めた災害時における動物の管理等に関する地方公共団体、現地動物救護本部等への必要な情報提供、連絡調整等の支援
- ⑩熱中症対策
  - ・避難所における熱中症の防止のための普及啓発や対応支援
  - ・災害対応従事者における熱中症防止のための普及啓発
- ⑪国民等への情報発信
  - ・環境省が行った災害廃棄物対策や家庭動物対応、熱中症対応等について、ホームページやSNSなどを活用して積極的に情報発信を行い、正確な情報を国民等に伝えるものとする。
- ⑫職員派遣、資材機材提供等による地方公共団体の環境モニタリングに対する支援
- ⑬その他地域防災計画、緊急対策マニュアル等の的確な実施に関する地方公共団体の指導
- ⑭被災地方公共団体以外の地方公共団体、環境保全に関連する民間団体に対する応援要請

### (3) 職員の派遣

- ①職員派遣の判断
  - ・政府現地災害対策本部が設置される場合や、現地において早急に災害廃棄物・家庭動物・石綿等各分野の対応を講ずる必要がある場合には、適切なタイミングで現地に本省職員又は地方環境事務所職員を派遣する。
  - ・政府現地災害対策本部に派遣する職員は、事前に調製された派遣者リスト等から大臣官房秘書課、地方環境室及び危機管理・災害対策室において候補者を選定し、官房長が決定する。
  - ・災害廃棄物・家庭動物・石綿等各分野の対応に係る職員の派遣については、原則として担当課室が省内の協力を得つつ派遣職員を選定する。
  - ・ただし、いずれも地方環境事務所の職員にあっては、当該地方環境事務所長の了解を得るものとする。
- ②派遣職員の任務
  - ・政府現地災害対策本部に派遣された職員は、本省の大臣官房総務課危機管理・災害対策室及び関係課室並びに現地の地方環境事務所とも密接に連携しながら、派遣先の指示に従い、必要な支援内容の調査、関係諸機関との連絡調整などの任務にあたるものとする。
  - ・災害廃棄物・家庭動物・石綿等各分野の対応として派遣された職員は、政府現地災害対策本部とも密接に連携しながら、本省又は現地の地方環境事務所の指示に従い、現地の状況の把握、必要な支援内容の調査、関係自治体等との連絡調整などの任務にあたるものとする。
- ③派遣職員の交替
  - ・現地派遣職員の健康状態等に鑑み、適宜派遣職員を交替する。交替にはあっては、引継ぎに十分に留意する。
  - ・派遣職員の帰任については、災害の収束に伴い政府全体の対応、被災生活者への支援状況等から総合的に判断する。
- ④派遣職員の事務補助

- ・派遣職員の宿泊施設、食糧、交通手段確保等の事務補助については、本省あるいは他の地方環境事務所からの職員派遣等の支援を受けつつ、現地の地方環境事務所が主導的に行う。ただし、地方環境事務所が被災する等の場合は、本省及び他の地方環境事務所が連携して行う。

⑤新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

- ・応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに必要な物品を準備するものとする。

⑥なお、派遣職員に係る手当その他の取扱については、別に定めるものとする。

**(4) 各種相談窓口の設置等**

必要に応じ、地方公共団体等の関係団体と協力して、公健法被認定者等や地域住民等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、被災等により認定更新の機会を逸した公健法被認定者等に関する認定更新のための特例措置を含め、環境省の実施する災害応急対策の周知徹底に努めるものとする。

**3. 災害復旧・復興等**

**(1) 復旧・復興関係相談窓口の設置等**

2.(4)の継続を図るほか、必要に応じ、地方公共団体に対して環境省が講ずる復旧・復興支援措置に係る説明会を開催するとともに、地方公共団体等の関係団体と協力して、被災企業等に対する各種相談窓口を開設するものとする。

また、併せて環境省の実施する災害復旧・復興対策の周知徹底に努めるものとする。

**(2) 支援措置の検討及び実施**

地域環境の保全を図るため、災害の程度、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、下記事項を含む復旧・復興対策を講じるものとする。

①被災企業に対する支援措置

- ・公健法に基づく汚染負荷量賦課金を納付している企業等が被災した場合の納付の猶予措置
- ・被災した工場・事業場の復旧に係る大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく届出等の弾力的な運用
- ・被災企業等への独立行政法人環境再生保全機構の融資等における返済条件の緩和等

②環境監視体制に関する支援措置

- ・地方公共団体の環境モニタリングに対する助言
- ・環境監視施設・設備の被害状況把握

③一般廃棄物処理施設等の復旧

- ・一般廃棄物処理施設等の復旧に係る国庫補助を活用した支援

④災害廃棄物等の処理

- ・広域にわたる処理計画の総合調整
- ・災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を活用した支援
- ・大規模な災害時における災害対策基本法に基づく災害廃棄物処理指針の策定及び代行処理の実施

**(3) 復旧・復興段階における環境配慮の確保**

災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、被災した工場・事業場等の再稼働時に有害物質等の発生や排出又は油等の漏洩による汚染等の被害が発生しないよう、また、被災建築物の解体、災害廃棄物等による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講じるよう、地方公共団体に対して助言及び指導するものとする。また、必要に応じ、大規模公共事業に係る環境影響評価を実施する。

さらに、緑地や公園の整備、低層密集市街地や住工混在地区の改善等環境保全の考え方を取り込んだ街づくりが確保されるよう、地方公共団体の復興計画に協力するとともに、関係省庁へも働きかけることとする。

**4. 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画**

南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、環境省の所掌事務について、各段階の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を含め、地震に伴い発生する津波からの防護のための施設の整備、防災訓練及び地震防災

上必要な教育・広報に関する必要な事項を定めるものとする。

### (1) 津波からの防護のための施設の整備等

#### ①工場・事業場に対する地震発生時の対応

関係部局等は、地方公共団体と連携しつつ、地震に伴い発生する津波発生時の場合における大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の対象となっている工場・事業場が講じるべき措置に関し、基本的な指針を定めておくものとする。

また、関係部局等は、地方公共団体と連携して、平常時から、当該指針の工場・事業場への普及に努めるものとする。

さらに、地震に伴い発生する津波発生時においては、地方公共団体と連携して、直ちに各工場・事業場が事故時マニュアル等に従って対応するよう指導するものとする。

#### ②所管施設等の安全性確保に関する地震発生時の対応

関係部局等は、地震防災対策推進地域内における所管の施設・設備の安全性確保等について、あらかじめ、各段階の南海トラフ地震臨時情報の発表等に応じて、地震に伴い発生する津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制等について検討しておくものとする。この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。併せて、工事中の建築物その他の工作物又は施設についても、原則として工事を中断する等、安全確保上実施すべき措置についての方針を検討しておくものとする。

### (2) 広域的な連携協力

地方環境事務所間の応援・受援等、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備において、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて検討しておくものとする。

### (3) 南海トラフ地震における初動体制の確立

#### ①確実な情報伝達の実施

各段階の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等における情報伝達は、緊急連絡網等により実施するものとする。勤務時間外においても情報伝達が確実に行われるよう、第1編3.(1)災害発生に備えた平時の準備を踏まえて、環境省の非常参集体制等に関する訓令における参集対象者(以下「参集対象者」という。)は、常時、通信手段が確保されているよう留意する。

#### ②南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、災害情報連絡室を設置し、情報の収集及び共有体制を整えるものとする。

#### ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、当該臨時情報の内容等に応じて緊急災害対策本部等を設置する。南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表が勤務時間外の場合、参集対象者は、本部設置等の連絡を受け、直ちに非常参集又はテレワークによる業務を開始し、災害応急対策を実施する。収集された末端からの災害に関する各種情報は、緊急連絡網等を通じ、速やかに緊急災害対策本部等に報告されるものとする。

なお、災害応急対策をとるべき期間等としては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して「警戒」する措置をとり、また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して「注意」する措置をとるものとし、これらの内容についてあらかじめ対応を検討しておくものとする。

所管の施設・設備等については、あらかじめ検討した内容にしたがって緊急点検、巡視等を実施するものとする。

#### ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、災害情報連絡室を設置し、情報の収集及び共有体制を整えるものとする。

災害応急対策をとるべき期間等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレート沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、その変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して「注意」するものとし、その内容についてあらかじめ対応を検討しておくものとする。

所管の施設・設備等については、点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

#### ⑤南海トラフ地震想定震源域内での地震が発生した場合

南海トラフ沿いの想定震源域内においてM8.0以上の地震が発生したときは、緊急災害



対策本部を設置する。また、南海トラフ沿いの想定震源域内においてM8.0未満の地震が発生し、大規模な被害が発生していると認められたときは、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置するものとする。

当該地震の発生が勤務時間外の場合は、参集対象者は、本部設置等の連絡を受け、直ちに非常参集又はテレワークによる業務を開始し、災害応急対策を実施する。収集された末端からの災害に関する各種情報は、緊急連絡網等を通じ、速やかに緊急災害対策本部等に報告されるものとする。

#### (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における災害対策本部等の設置及び要員参集体制等

##### ①災害対策本部等の設置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、緊急災害対策本部等を設置する。当該地震の発生が勤務時間外の場合は、参集対象者は、本部設置等の連絡を受け、直ちに非常参集又はテレワークによる業務を開始し、災害応急対策を実施する。

##### ②災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等

関係部局等は、関係地方公共団体、関係公共機関、関係事業者等と協力して災害応急対策の実施状況等に関する情報を把握し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、緊急災害対策本部等に逐次報告するものとする。

#### (5) 大規模な地震に係る防災訓練

国の総合的な防災訓練又は関係地方公共団体の防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。特に南海トラフ地震を想定した訓練を実施する場合には、各段階の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定して実施するものとする。

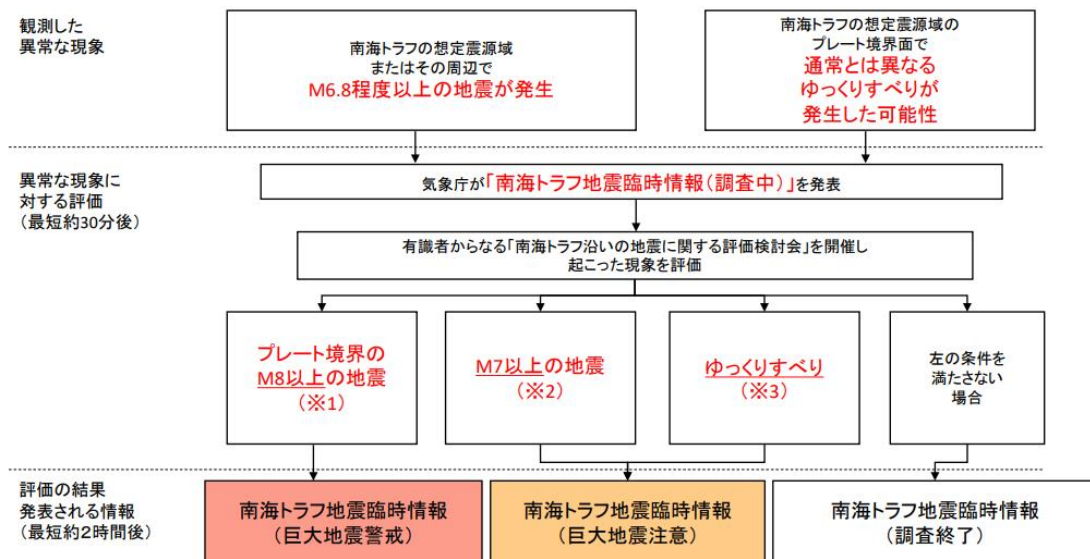
#### (6) 地震防災上必要な教育

職員に対し、1.(3)の防災教育の一環として、その果たすべき役割等に関して地震防災上の教育を実施するものとする。その際、この教育の内容には、次の事項を含むものとする。

- ①南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ②南海トラフ地震について、各段階の南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置並びに当省が具体的に取るべき行動に関する知識
- ③地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ④これまでの大規模災害から得られた教訓

#### (7) 地方環境事務所地震防災対策推進計画の作成

地震防災対策推進地域の全部又は一部を管轄する地方環境事務所の長は、その管轄区域内の地震防災対策推進地域について、その所掌事務に関し、地震に伴い発生する津波からの防護のための施設の整備、防災訓練及びこれまでの大規模災害から得られた教訓等を参考に地震防災上必要な教育・広報に関する必要な事項等を定めた地方環境事務所地震防災対策推進計画を作成し、これを地方環境事務所の防災業務計画に規定するものとする。



図：南海トラフ地震における異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<b>巨大地震注意対応</b> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b> ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	<b>巨大地震注意対応</b> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間※4	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
すべりが収まったと 評価されるまで			
大規模地震 発生まで			

図：南海トラフ地震における防災対応の流れ

———出典———

内閣府防災「『南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）令和元年5月（一部改訂）』の概要」

## 第3編 原子力災害対策

具体の原子力災害対策については本編に定めるところによるものとし、第1編（2．環境省の防災組織に限る。）及び第2編は適用しない。

なお、原子力災害に加えて他の災害が複合的に発生した場合は、第1編2．（1）ないし（3）により設置される対策本部等と相互に協力・連携して、情報収集や連絡、合同会議の開催等に努めるものとする。

### 1． 災害予防

#### （1） 防災情報の連絡体制の強化

原子力災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るとともに、平時から、原子力防災会議や原子力規制委員会・原子力規制庁等との情報連絡を緊密に図り、省内での情報共有や原子力防災会議等への連携・協力等を実施するものとする。

- ①関係行政機関、関係民間団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- ②職員等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。なお、夜間、休日の場合等の対応体制については別に定める。
- ③収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

#### （2） 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時における環境放射線モニタリングデータの緊急収集を行うため、平常時から適切な体制を整備・維持するものとする。

#### （3） 公衆の被ばく線量の把握体制の整備

健康調査・健康相談を適切に行う観点から、地方公共団体が行う被ばく線量の把握を迅速に行えるよう支援するための職員の体制を整備・維持するものとする。

#### （4） 緊急時の派遣体制の整備

平常時から緊急時に対策拠点施設等に派遣する職員の体制を整備・維持するものとする。

#### （5） 原子力防災訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定し、国の総合的な防災訓練の一環として、関係機関と連携を図りつつ、原子力災害に係る防災訓練を実施するものとする。

### 2． 災害応急対策

#### （1） 特定事象発生時等の対応

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等の法令や防災基本計画等に基づき、特定事象（原災法第10条）が発生した際には、環境副大臣（又は環境大臣政務官）を原子力規制庁ERC又はオフサイトセンターにそれぞれ派遣し、あらかじめ定めた緊急参集チーム等の非常参集要員を官邸等の対策拠点に派遣する。

#### （2） 環境省原子力緊急災害対策本部

##### ①環境省原子力緊急災害対策本部の設置

環境大臣は、原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、環境省が所掌する行政上必要な情報収集及び今後の対応について協議等を迅速かつ円滑に実施するため、環境省原子力緊急災害対策本部（以下「原子力緊急災害対策本部」という。）を設置するものとする。

##### ②原子力緊急災害対策本部の組織

- ・原子力緊急災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- ・本部長は、環境大臣とする。
- ・副本部長は、副大臣、大臣政務官及び事務次官をもって充てる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副大臣、大臣政務官、事務次官の順で職務を代理する。
- ・本部員は、官房長、各部局長、環境再生・資源循環局次長、政策立案総括審議官、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当、水・大気環境局担

当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当、放射性物質汚染対策担当)、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長、水・大気環境局総務課長、水・大気環境局大気環境課長、環境再生・資源循環局総務課長、環境再生・資源循環局参事官(環境再生事業担当)、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長及び大臣官房総務課危機管理・災害対策室長とする。

・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

③原子力緊急災害対策本部の事務

原子力緊急災害対策本部は、次に掲げる事務を処理する。

・法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること。

・災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務を総括すること。

・その他講じるべき災害応急対策の実施の推進に関すること。

④原子力緊急災害対策本部の庶務

原子力緊急災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室の協力を得て、水・大気環境局総務課において処理する。

⑤雑則

以上に定めるほか、原子力緊急災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(3) 環境省原子力非常災害対策本部

①環境省原子力非常災害対策本部の開催

事務次官は、原災法第10条第1項前段の通報(以下「特定事象発生通報」という。)が原子力事業者から原子力規制委員会に対して行われ、当該災害が原災法第15条に基づく原子力緊急事態に該当しない場合は、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、環境省が所管する行政上必要な情報収集及び今後の対応について協議等を迅速かつ円滑に実施するため、環境省原子力非常災害対策本部(以下「原子力非常災害対策本部」という。)を設置するものとする。

②原子力非常災害対策本部の組織

・原子力非常災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

・本部長は、事務次官とする。

・副本部長は、官房長及び水・大気環境局長をもって充てる。

・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、官房長、水・大気環境局長の順で職務を代理する。

・本部員は、各部局長、環境再生・資源循環局次長、政策立案総括審議官、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官(官房担当、水・大気環境局担当、自然環境局担当、環境再生・資源循環局担当、放射性物質汚染対策担当)、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房環境保健部環境保健企画管理課長、水・大気環境局総務課長、水・大気環境局大気環境課長、環境再生・資源循環局総務課長、環境再生・資源循環局参事官(環境再生事業担当)、大臣官房秘書課地方環境室長、大臣官房総務課広報室長、大臣官房総務課環境情報室長及び大臣官房総務課危機管理・災害対策室長とする。

・本部会合には、当該災害の規模、態様その他の状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

③原子力非常災害対策本部の庶務

原子力非常災害対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理・災害対策室の協力を得て、水・大気環境局総務課において処理する。

④雑則

以上に定めるほか、原子力非常災害対策本部の運営に関する事項は別に定めるところによる。

(4) 情報の収集連絡等

特定事象発生通報又は原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合には、非常参集を行い、原子力災害応急体制の確立を図るとともに、原子力規制庁等関係行政機関、関係民間団体等と緊密に連絡をとり、原因、応急対策活動の状況、被害の状況等の必要な情報の迅速かつ確かな収集・連絡に努めるものとする。

また、原子力規制庁等関係行政機関から、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議等の開催の連絡を受けた場合には、関係職員を派遣し、同会議と密接な連携を図り、原子

力規制庁の対応に協力するとともに、所管事項に関し、応急対策等の実施の推進に努めるものとする。

**(5) 放射能影響の早期把握のための活動**

特定事象発生 of 通報を受けた場合、環境放射線モニタリングデータの緊急収集を行い取りまとめた結果を、また、特定事象発生後の放射性物質の拡散状況に応じて、緊急時モニタリングを実施しその結果を、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会）に連絡するものとする。

**(6) 公衆被ばく線量の把握**

原子力緊急事態宣言発出後、防災基本計画に基づき、原子力規制委員会、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体とともに、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入における内部被ばくの把握を、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

**(7) 応急措置の実施**

原子力緊急災害対策本部（原子力緊急災害対策本部が設置されていないときは原子力非常災害対策本部）においては、収集した情報等に基づき、所要の応急措置の内容について至急検討し、講ずべき措置の迅速かつ確かな具体化を図るものとする。

**(8) 原子力被災者への生活支援活動**

原子力被災者支援チームにより調整される下記の事項について実施するものとする。

- ① 家庭動物等救護のための警戒区域への一時立入り
- ② 放射性物質により汚染された地域の除染
- ③ 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ④ 原子力被災者等の健康調査や健康相談等
- ⑤ 被災地における家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への必要な情報提供及び支援

**3. 災害復旧**

所掌事務及び法令に基づき、原子力災害事後対策を実施し、原子力災害対策本部及び原子力被災者生活支援チームで対処する事柄に協力するものとする。

災害後も継続して環境放射線モニタリングデータの収集を行い、一般環境中への影響の有無・程度を監視するものとする。

さらに、必要に応じ、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省と連携して、原子力事業所周辺地域の居住者等に対する健康調査の実施や、原子力災害により放出された放射性物質によって汚染された地域の除染及び当該放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施するものとする。

**4. 原子力艦の原子力災害**

原子力艦に係る原子力災害が発生した場合は、この計画に記載した原子力災害に準じた対応を図るものとする。

## 第4編 油等汚染災害対策

海域における具体的な油等汚染対策については、本編に定めるところとし、第2編は適用しない。

### 1. 災害予防

#### (1) 防災情報の連絡体制の強化

油、有害液体物質、危険物その他の物質の大量流出等による著しい海洋汚染（以下「油等汚染」という。）災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、地方公共団体、民間団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るものとする。

- ①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図るとともに、対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。
- ②夜間、休日の場合等を含めて、職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。
- ③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- ④収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

#### (2) 情報の総合的な整備

油等汚染災害による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、油等汚染災害に対する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するものとする。

#### (3) 対応体制の整備

油等汚染災害発生時における環境影響調査、野生生物の保護等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努めるものとする。

#### (4) 関係資機材の整備

野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が適切に整備されるよう措置するものとする。

#### (5) 訓練等

野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行うものとする。

### 2. 災害応急対策

#### (1) 油等汚染事故対策省内連絡会議

水・大気環境局長は、油等汚染事故により、海洋汚染、沿岸への油等の漂着、周辺動植物への被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、省内関係部局で事故情報等を共有するため、油等汚染事故対策省内連絡会議を設置するものとする。

油等汚染事故対策省内連絡会議の運営に関する事項は別に定めるところによる。

さらに、災害情報の収集、幹部への報告、関係部署との連絡調整及び初動措置の総合調整を集中的に行う必要がある場合等には、当該災害の規模、態様その他の状況にかんがみ、災害対策チーム等を設置する。

#### (2) 情報の収集・共有及び執務体制の確保等

油等汚染災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、(1)を踏まえ適切な対応体制を整備した上で、事件の収束に至るまで、必要に応じ、海上保安庁その他の関係行政機関や地方公共団体等と緊密に連絡をとり、原因、応急対策活動の状況、油等の漏洩等による汚染状況等の必要な情報の迅速かつ的確な収集・連絡に努めるものとする。

#### (3) 応急措置の実施

油等汚染事故対策省内連絡会議又は災害対策チーム等においては、収集した情報等に基づき、海岸環境の保全等に配慮して、下記事項を含む所要の応急措置の内容について至急検討し、講

すべき措置の迅速かつ的確な具体化を図るものとする。

①野生生物の保護等のための事故評価と情報の提供

海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油等汚染災害が野生生物等に及ぼす影響の評価を行い、野生生物の保護等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供するものとする。

②油等防除の状況等の把握・対応

油等が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した油等の除去のための措置や回収した油等の処理が実施されることになるが、当該除去のための措置の実施状況、回収した油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、船舶所有者等の関係者による迅速かつ効果的な防除作業及び適正かつ円滑な処理が実施されるよう、必要に応じ、協力して、漂着した油等の除去を推進するための対応を実施するものとする。

③防除作業実施者の健康安全管理

防除作業が実施される場合には、油等の成分、漂着状況等を踏まえ、野生生物の保護等の防除作業における健康上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供するものとする。

④野生生物の救護の実施

油等汚染災害により野生生物に被害が発生した場合には、油等が付着した野生生物の洗浄、油等付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置するものとする。

### 3. 災害復旧

油等汚染災害による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証するとともに、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施するものとする。

## 第5編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

地域防災会議又はその協議会が地域防災計画を作成する際には、環境省及び地方公共団体のそれぞれが、法令又は防災計画の定めるところにより行う防災に関する事務が有機的かつ一体的に遂行されることとなるように、前編までに定めるものを参考とし、次の事項について整備するものとする。

### 1. 災害予防

- (1) 環境関連公共施設の災害に対する安全性を確保するための点検、防災対策の推進等に関する事項
- (2) 適応策や自立分散型エネルギー等の導入による防災力の向上
- (3) 都市の防災構造化における環境配慮に関する事項
- (4) 油等の大量流出及び有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩による災害の予防に必要な施設及び設備の整備並びに災害防止活動に関する事項
- (5) 環境モニタリング用資機材の整備に関する事項
- (6) 支援機材の提供等に係る他機関との相互応援に関する事項
- (7) 一般廃棄物処理施設等の防災対策及び災害廃棄物等の処理・処分計画作成等の災害時応急体制の整備に関する事項
- (8) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物救護本部の設置に関する事項を含む）  
参照：人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月環境省）  
災害への備えチェックリスト（令和3年3月環境省）

### 2. 災害応急対策

- (1) 公健法被認定者等に対する医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項
- (2) 災害廃棄物等の処理状況の把握などの情報収集、必要な資機材等の広域的な支援要請に関する事項
- (3) 環境関連公共施設の応急復旧のための手続、方法等に関する事項
- (4) 有害物質等の発生や排出、石綿の飛散又は油等の漏洩等を防止するために行う、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡、環境モニタリング等に関する事項
- (5) 油等の大量流出による防除資材等の配備状況の把握、防除資材等の整備及び運用、防除活動の協力体制等に関する事項
- (6) 公健法被認定者等の相談機能の充実にに関する事項
- (7) 被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項  
参照：人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月環境省）  
災害への備えチェックリスト（令和3年3月環境省）

### 3. 災害復旧・復興対策



- (1) 被災建築物の解体、災害廃棄物等による環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため適切な措置等に関する事項
- (2) 防災まちづくり等において環境保全への配慮を行うこと。